



平成 25 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 ヒロセ電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 石 井 和 徳
(コード番号 6806 東証第一部)
問合せ先 管理本部副本部長 福 本 広 志
(T E L . 03-3491-5300)

ストックオプション（新株予約権）発行決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 66 期定時株主総会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において、第 6 回の新株予約権発行を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1、新株予約権の名称

ヒロセ電機株式会社 第 6 回新株予約権

2、新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社および子会社の取締役、従業員 156 名、558 個

3、新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 55,800 株

当社が株式の分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

4、新株予約権の総数

558 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等においては、発行する新株予約権の総数が上記の総数に達しない場合がある。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数は 100 株とする。ただし、前項に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

5、新株予約権と引換えに払い込む金額

無償とし、払込を要しないものとする。

6、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付（自己株式を移転）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の終値の価額を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、合併、株式分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7、新株予約権の行使期間

平成27年11月2日から平成35年10月31日まで

8、新株予約権の行使条件

1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

新株予約権割当の対象者は、新株予約権行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員等であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または

従業員等の地位を失った後も6か月間に限り、新株予約権を行使することができる。一方、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。

新株予約権割当の対象者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人のうち当社が指名する1名が新株予約権を行使することができる。

9、新株予約権の取得事由および条件

- ① 新株予約権の権利者が新株予約権を行使しうる条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

10、新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡をしてはならない。

11、新株予約権の割当日

平成25年11月18日

<ご参考>

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成25年5月8日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成25年6月27日 |

以 上